

「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」
(閣議決定)に対する知事コメント

本日、政府は、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」の閣議決定をしました。

沖縄県としては、県や地元関係市町村と十分な協議が行われたとは言えない中で、このような閣議決定がなされたことは、極めて遺憾であります。

県は、去る5月4日に米軍再編の日米合意について政府から正式に報告があった際に、普天間飛行場の移設に係る内容については、「新たな日米合意案は容認できない」、しかし、「危険性を除去するための緊急的措置として、キャンプ・シュワブ基地内に暫定ヘリポート建設を検討すること」を対応の一つとして政府に求めるという沖縄県の考え方を伝えたところであります。

また、私は、去る5月11日に、政府と沖縄県の立場に相違があることに鑑み、米軍再編最終報告を起点に、今後とも継続的に協議を進めていくため、額賀防衛庁長官と「在沖米軍再編に係る基本確認書」を交わしたところであります。

この「基本確認書」には、「政府は、在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の『普天間飛行場の移設に係る政府方針』(閣議決定)を踏まえ、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する」ことが明記されています。

しかるに、今回の閣議決定については、県や地元関係市町村と事前の十分な協議はなされておりません。

平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定)は、地元との協議を尽くし、沖縄県の移設条件や名護市の受入条件、さらに、地域振興についても明記されており、地元の意向が反映されていました。

県としては、普天間飛行場の移設について、新たな政府方針を決定するに当たって、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定)を踏まえて、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について協議し、閣議決定(案)に盛り込むように求めてきました。

しかし、今回の閣議決定は、平成11年の閣議決定を廃止し、また、「平成18年度においては、『政府方針』に定める『地域の振興について』に基づく事業については実施するものとする。」となっており、既に平成21年度までその実施が確約されている事業まで否定されるおそれがあります。

このように、政府と沖縄県及び関係地方公共団体との「事前の協議」が確約されているにもかかわらず、それが十分になされないまま閣議決定がなされたことは、極めて遺憾であります。

平成18年5月30日
沖縄県知事 稲嶺 恵一